

4月から 国民年金保険料の 産前産後期間の免除制度が始まります

国民年金第1号被保険者が出産した場合、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。免除された期間については、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されますので、忘れずに手続きをお願いします。

- 【対象となるかた】**
「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降のかた
- 【免除期間】**
出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。
- ※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産されたかたを含みます）

- 【申請方法】**
申請場所 住民福祉課 保険年金係
申請に必要なもの 年金手帳またはマイナンバーが確認できる書類、母子健康手帳



問合せ＝住民福祉課 保険年金係 ☎76-1366

国民年金保険料学生納付特例制度について

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。



- 【対象となるかた】**
大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する20歳以上の学生
※本人の前年所得が118万円を超えるときは、この特例の対象とならない場合があります。

保険料を納めることができます（追納）。追納することにより、老齢基礎年金額に反映されます。追納する保険料の額は、3年度目以降から申請当時の保険料に加算額が上乗せされます。

- 【学生納付特例制度の承認期間】**
20歳を迎えた月～平成32年3月

- 【申請方法】**
申請場所 住民福祉課 保険年金係
申請に必要なもの 年金手帳またはマイナンバーが確認できる書類、学生証
※学生証に有効期限の記載がない場合は在学証明書が必要です。

- 【学生納付特例制度の承認を受けた期間について】**
この特例の対象となった期間については、年金の受給資格期間に算入されますが、将来の老齢基礎年金額には反映されません。ただし、承認を受けてから10年以内の期間であれば、さかのぼって

問合せ＝住民福祉課 保険年金係 ☎76-1366

1年に一度は“けんしん”を受診しましょう！

町では、国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入しているかたを対象に、無料で受診できる特定健診等や人間ドック検診費の助成を行っています。自分自身の健康状態をチェックするため、病気を早期発見するためにも、1年に一度は“けんしん”を受診しましょう。

特定健診等のご案内 受診料無料

- 町では、特定健康診査等を次のとおり行います。特定健康診査等は、脳卒中や心筋梗塞、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。対象者には4月中にご案内と申込書を郵送します。無料ですので、この機会にぜひ受診してください。
- ◎対象者 ①今年度中に40歳～75歳になる美里町国保加入者
②埼玉県後期高齢者医療制度の被保険者
- ◎日程 6月17日(月)・18日(火)・19日(水)・20日(木)・21日(金)・22日(土)
8月19日(月)・20日(火)・21日(水)・22日(木)・23日(金)
- ◎会場 保健センター
- ◎受付時間 午後1時～2時

- 受診までの流れ**
- ①4月中にご案内と申込書を郵送します。
 - ②希望日を記入し、申込書を同封の返信用封筒で返信してください。
 - ③6月上旬に受診日のお知らせと健診票などを郵送します。
 - ④当日「健診票」と「保険証」を持参し受診してください。

社会保険に加入のかたへ
社会保険に加入されているかた（被扶養者含む）は、職場の健診を受診することができます。詳しくは職場へご確認ください。

人間ドックなど助成制度のご案内

町では、疾病の早期発見と予防を図るため、予防検診（人間ドック、脳ドックまたは併診ドック）を受診されるかたに、その検診の費用の一部を助成しています。

- ◎申請の流れ
次の2つの方法があります。

◎対象者

国保	①35歳以上（年度内に35歳になるかたを含む）
	②美里町国民健康保険に6か月以上継続して加入しているかた
後期	③国民健康保険税が完納または完納見込みのかた
	①埼玉県後期高齢者医療制度の被保険者 ②後期高齢者医療保険料が完納または完納見込みのかた

※助成は年度内（4月～翌年3月）に1回のみです。
※同年度内に予防検診助成制度と特定健診等の両方を利用することはできません。

- ◎助成金の額
人間ドック／脳ドック 2万5千円
併診ドック 4万円
- ◎申請場所
住民福祉課 保険年金係

- 【町指定医療機関で受診】**
- ①受診者本人が医療機関に予約してください。
 - ②受診前に、保険証・印鑑（朱肉を使用するもの）をお持ちのうえ、役場へお越しください。
 - ③受診当日、助成額を差し引いた費用を医療機関に支払ってください。
- ※町指定医療機関についてはお問い合わせください。

- 【町指定医療機関以外で受診】**
- ①受診者本人が医療機関へ予約し受診してください。
 - ②医療機関窓口で検診料の全額を支払ってください。
 - ③検査結果が届いたら、検診時の領収書・検査結果・国民健康保険被保険者証・通帳など（振込先のわかるもの）・印鑑（朱肉を使用するもの）をお持ちのうえ、役場へお越しください。
 - ④後日、助成金を指定口座に振り込みます。

問合せ＝住民福祉課 保険年金係 ☎76-1366